

福祉新聞フォーラム

会計監査人監査のすすめ方

急がれる監査人の選任と受審準備

WAT CPA

公認会計士 渡部博事務所 所長

渡部 博



改正社会福祉法が成立し、事業規模が一定の規模を超える社会福祉法人には会計監査人（公認会計士または監査法人）の設置が義務付けられました。会計監査人は法人の会計監査、つまり計算書類等の監査を行います。

平成28年7月8日に行われた厚生労働省の「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」の配布資料によれば、会計監査人を置く法人では計算書類等は理事会の承認を受ける前に法人の監査と会計監査による二重の監査を受けることになります。

ただ、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われていれば、監査は計算書類等の監査を省略できるとも書いてあります。

会計監査のアウトプットは意見の陳述です。意見は基本的に3種類あります。1つは、「適正である」という意見、2つは、「適正ではない」という意見（不適正意見）、3つは、「意見を差し控えます」という対応です。100点とか、80点とか、点数をつけるわけではありません。「適正」「適正ではない」「コメントを出せない」の3種類しかありません。

会計監査人の監査と行政の指導監査、監事の監査の違い

会計監査人の監査と行政の指導監査、監事の監査は何が違うのでしょうか。社会福祉法人は長年、行政の指導監査を受けてきました。法人の所轄庁がする監査で、法人運営、会計、処遇と監査範囲も広い、年に1回もしくは2年に1回、行政の担当者が施設、法人を訪ね、1~2日かけて監査し、報告書を出します。

監事の監査は今の法令では理事の業務執行、会計が対象です。監事は理事会に出席するほか、年に1回、監事を開催し、監事意見書を提出します。

指導監査、監事監査、会計監査は目的が異なります。当然、重複はありません。監査は会計も見ます。

ただし、会計監査人が監査が適正に行われていれば、監査監査では会計監査を省略することができます。あくまで「できる」ですから、監事監査で会計監査を行っても差し支えありません。会計監査人監査では理事の業務執行は見ません。必要に応じて内部統制、ガバナンスを見ることはありますが、あくまで会計の監査が中心です。

会計監査の対象は計算書類と附属明細書、財産目録

指導と監査は何が違うのか。皆さんは会計監査人の監査を受けると法人の会計水準が飛躍的に伸び、50点の決算書が100点になつたりすることを期待されているかもしれません。が、そうした指導的な効果は期待しないでください。

指導は野球やサッカーを例にとると、要するにコーチの役割です。法人の会計のスキルを上げるのはコーチで、主に会計顧問の役割です。会計監査人は計算書類が適正かどうかを審判する役目で、審判とコーチを兼任したらフェアとはいません。

社会福祉法人の会計は幅広い。会計監査人監査の範囲は①法人単位の計算書類（貸借対照表・資金収支計算書・事業活動報告書）、②それに対応する借入金明細書や寄付金収益明細書などの附属明細書、③財産目録です。

ただし、法人全体の計算書類は拠点区別での計算書類の積み上げですから、拠点区別での計算書類と、それらの附属明細書についても確認の対象となります。直接意見は申し上げないが、施設会計の数字を見ないと全体に対する意見ができません。ただ、監査意見で拠点区別での計算書類は適正であるとか、不適正であるとか意見をだすことはありません。（表2参照）

会計監査人選任スケジュール

会計監査人監査は平成29年度から始まります。それまでに会計監査人候補者を選任し、監査を受けるための準備をしなければなりません。

29年4月1日から会計監査人という機関を置くことができます。会計監査人を選ぶのは最初の定期評議員会です。ただ、会計監査人を選任すれば、ただちに会計監査ができるわけではありません。従来、監査を受けていない法人、予備調査を行っていない法人の場合、事前準備ができないと監査を受ける

土台がなく、基礎的条件がないわけです。スケジュール例を申し上げますと、平成28年度中に、社会福祉法人は①複数の会計監査人候補者からの提案書等の入手、②会計監査人候補者の選定、③予備調査および改善期間を終了なければなりません。

平成29年度に入ると、5~6月に④理事会で会計監査人の選出にかかる評議員会の議題を決議し、⑤定期評議員会で会計監査人を選任、6~7月には⑥会計監査人と監査契約を締結します。（表3参照）

会計監査人候補と顧問契約を結び、予備調査を実施

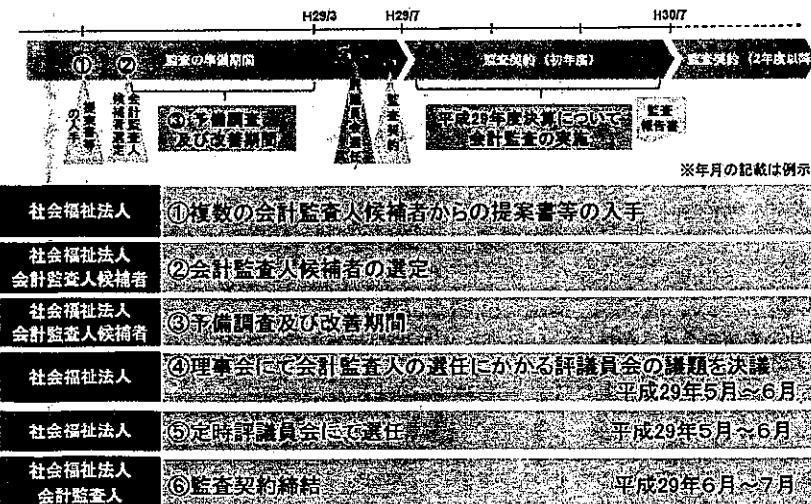
これまで監査を受けていない法人の場合、これまで監査を受けている法人の場合、意見は基本的に3種類あります。1つは、「適正か分かりません。貸借対照表は4月1日の残高から始まって、30年3月31日まで続きます。もしスタート時点で間違っていたら、お尻の時点も間違います。開始貸借対照表が間違っていて、監査手続きも経ていないと、一般的には監査意見は出してもいけないとされています。会計監査人候補者は早めに選んで、顧問契約などを結び、予備調査を実施し、29年6月に会計監査人に選任するというスケジュールをお勧めします。

候補者は機関ではありません。単なる顧問契約あるいは指導契約を結ぶことになります。6月に選任されたら、定款の記載通り登記もされ、法人の会計監査人という機関になります。この時点で監査契約を結ぶわけになります。

社会福祉法人の機関は評議員、評議員会、理事長、理事会、監事とあり、これらは必ず設置する必要があります。監事会につ

会計監査人監査に係るスケジュール例

[表3]



※会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日(平成29年4月1日)以後最初に招集される定期評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

出典：平成28年7月8日 厚生労働省「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料」

まず内部管理体制の確立を

いては法律上の定めはありません。同じ機関ではありますが、会計監査人は任意です。たまたま規格には設置する義務があります。一定規格以上の社会福祉法人には強制です。会計監査人監査では理事の業務執行は見ません。必要に応じて内部統制、ガバナンスを見ることはありますが、あくまで会計の監査が中心です。

会計監査の導入は段階的に進められる

会計監査人監査の導入は規模によって段階的に進められます。平成29年度、30年度は収益(売り上げのこと)が30億円を超える法人、または負債が60億円を超える法人が対象です。平成31年度、32年度は収益20億円を超える法人、または負債が40億円を超える法人

える法人、平成33年度以降は収益10億円を超える法人、または負債が20億円を超える法人へと拡大されます。ただし、具体的な時期や規格は平成29年度以降の実施状況を見て見直される場合もあります。

ここで、ご注意いただきたいのは第1に、義務化される法人以外の法人は会計監査人を置いてはいけないわけではない。設置するかどうかは任意です。例えば平成29年度の収益が15億円だった場合、規模に達していないから会計監査人を設置できないのかといえば、そんなことはありません。収益30億円未満の法人でも設置できます。

第2に収益30億円、負債60億円は、どの年度のことを指しているのかということであります。施行令では最終事業年度となっています。最終事業年度とは社会福祉法人でいえば平成29年6月の定期評議員会で承認を受けた28年度の計算書類が基準になります。例えば、28年度が収益31億円だった場合、29年度は必ずです。ところが、29年度の決算年度は29億円になってしまった。この場合、30年度は設置義務はありませんが、任意監査などで継続するのが一般的でしょう。1年スキップすると、初度監査からやり直しなければいけません。

内部管理体制整備は基礎的的前提

会計監査に連動して内部管理体制についてお話ししておきます。一定の事業規模を超える法人は内部管理体制(内部統制システム)を整備する必要があります。一定の事業規模とは会計監査人の設置義務法人と同様、収益30億円以上、または負債60億円以上の法人です。平成28年4月に施行された法律の第45条で理事の業務執行と法人の業務の適正性を担保する仕組みをつくり、理事会で決定し、運用することが定められています。

社会福祉の分野でも、近年、ガバナンス(組織統治)やコンプライアンス(法令順守)が求められるようになってきました。組織統治、法令順守ができる確認を確認し、確実にする体制は整えなければいけません。どうして会計監査制度と同じ時期なのかというと、内部管理体制の整備が会計監査の基礎的的前提だからです。内部管理体制がなければ会計監査を受ける基礎的的前提がないといえます。

具体的には厚労省令で以下の内容が規定されています。予定される規定については表4の厚労省の全国担当者説明資料「2.内部管理体制の内容」①～④の通り。

本邦初公開ではなく、株式公開会社などでは既に運用されています。これも会計監査人監査と同様、平成29年度から適用されます。

会計監査人をどのような評価方法で選ぶか

会計監査人の選任は「透明性を担保するためには選定委員会を設置し、そこで選定するのが望ましい」とされています。たとえば、来年度に迫っていますから、ガイドラインでは候補者は理事会で決めていいとされています。

候補者選定にあたっては厚生労働省が作成した「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料」(社会福祉法人〇〇会会計監査人選定基準のイメージ)に選定項目として次の4つが示されています。

- 監査の実施体制等に対する評価
 - 監査に要する費用に対する評価
 - 監査の実績等に対する評価
 - 監査の品質管理体制に対する評価
- 1の実施体制の具体的な項目として、当該法人に対する監査の基本方針および考え方、主要な監査手続きおよび監査要点、法人本部および施設等を監査するチーム体制、監査スケジュール、監査の責任者および担当者の経歴および実務経験等などが挙げられています。

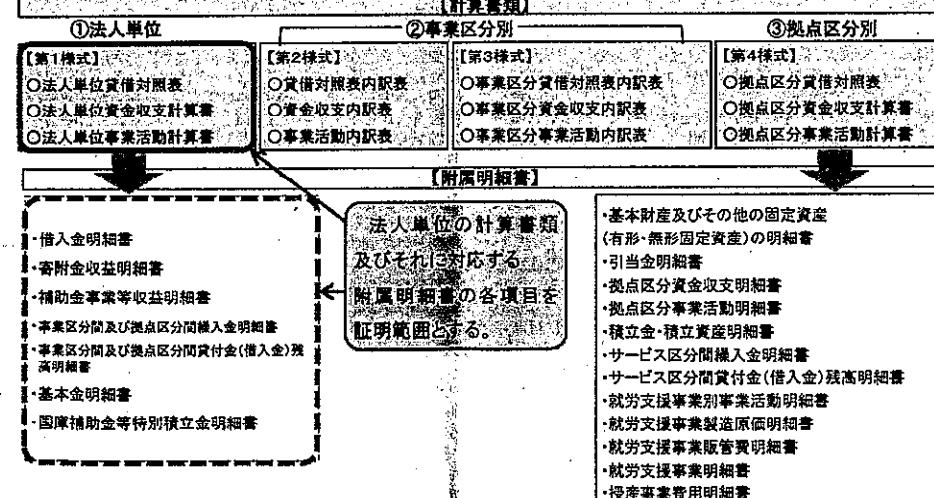
(3面に続く)

会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)

[表2]

計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について

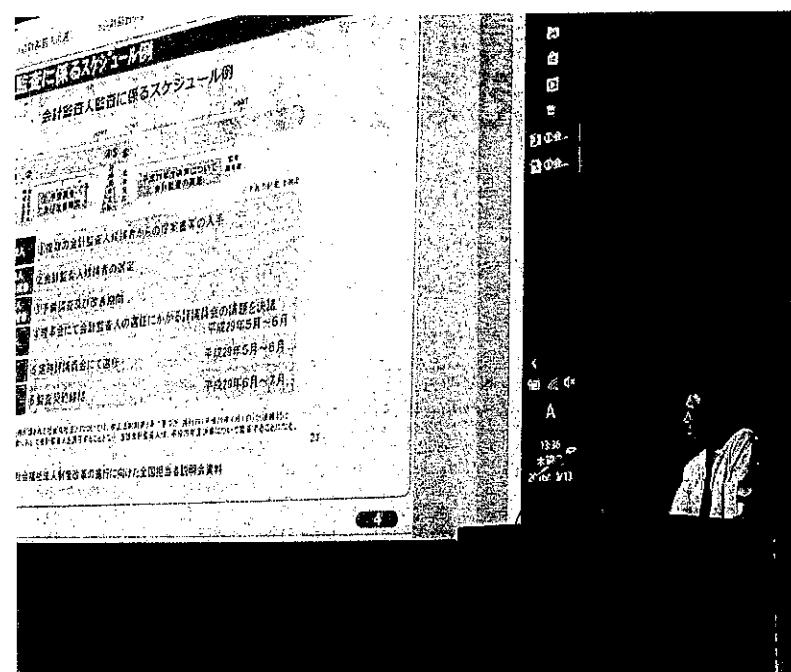
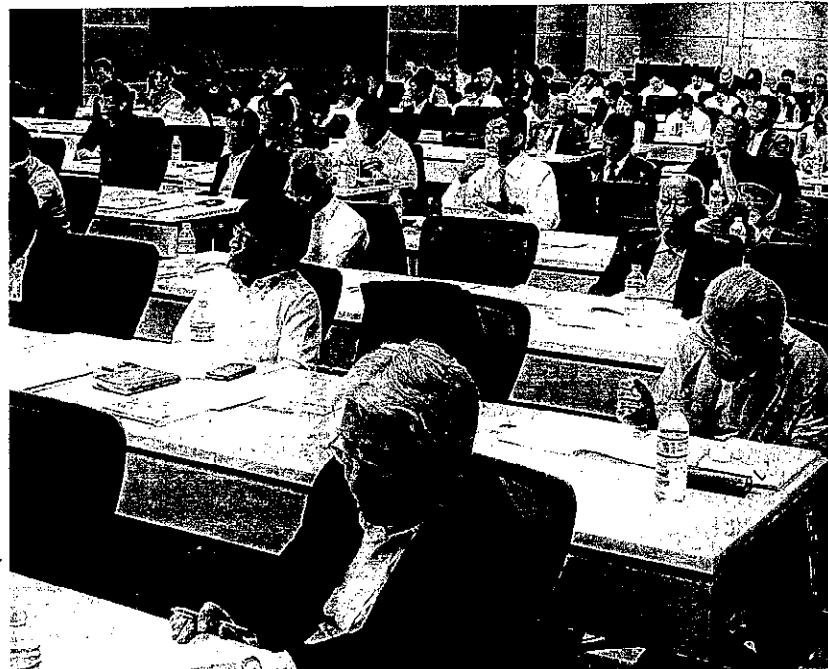
【計算書類】



*証明範囲としては上記とするが、法人単位の計算書類及びその附属明細書は拠点区別での積み上げであるため、必要に応じて、拠点区別での計算書類及びそれらの附属明細書についても証明の対象となる。

出典：平成28年7月8日 厚生労働省「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料」

福社新月フォーラム



2の費用に関しては、監査報酬見積り費用額、監査日程(日数)の大綱な変更が生じたときの処理方法などが、3の実績に関しては、監査実績、社会福祉法人に対する監査実績、非監査実績(会計指導、経営支援等)、公益社団・財団法人や一般社団・財団法人に対する監査実績、非監査実績(会計指導、経営支援等)など、4の品質管理体制に関しては、品質管理の体制(日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針等に即した品質管理を行っているかなどを評価)などが指摘されています。

こうした項目を評価表にして複数の監査候補者と会い、点数をつけています。コンペ方式といわれるもので、一番透明性がある方式です。実施体制の中で一番重要なのは監査するチーム体制です。例えば売り上げが30億円だったとすると、会計士1人で監査することはできません。かならず複数の会計士が携わります。

監査チームの大半が常勤公認会計士で占められているか

1の実施体制のポイントは、チームの大半が常勤の会計士で占められているかどうかです。個人で会計事務所を開く一方、監査法人には非常勤で勤めている会計士が多いわけです。そうすると、監査の効率性も棄損するし、深度のある監査、アドバイスができません。社員構成あるいは職員構成を聞いて、必ず常勤が何割か確認しましょう。

監査スケジュールも重要です。会計監査は期末にだけやるわけではありません。計画、期中、期末と、おおむね3段階に分かれています。それぞれの段階で何をやるのか、どのようなタイミングで訪問するのか、具体的なプレゼンの中で、監査計画の概要が示されているかどうか、この点が非常に大事です。

監査費用がここで決まるからです。「監査時間は500時間、1時間当たり1万2000円で、合計で600万円」という見積もりは合理的ではありません。500時間の内訳が示され、ちゃんと積み上げられているかどうかが非常に大事です。入念に積まれた計画と手続きに基づいた見積りになっているかどうか、これが監査報酬の合理性を判定する目安です。

2の費用のポイントは必要かつ十分ということです。不十分な監査手続きでは監査意見を出すことはできません。かといって余計な手続きまでして監査報酬を上げられても困ります。きちんと計画に基づいた工数で算算されているかどうかチェックします。

コストは会計監査に対する報酬だけではありません。対応する時間コストがかかります。質問に答えたり、要求された書類を作ったり、監査対応の時間がかかります。監査対応時間もコストの一部です。コストはできるだけ減らさなければいけない。その判定をするためには時間の工数の積み上げが厳密かどうか、入念にチェックする必要があります。

非常勤が多い監査法人は、研修もまらない

4の品質管理のポイントは2つあります。1つは審査の体制、2つは職員教育・研修です。会計監査をすると、監査手続きが必要かつ十分かという審査を受けなければいけません。監査には会計監査人が属している監査法人内部での審査と他の公認会計士から審査を受ける外部審査があります。どのような体

内部管理体制について

〔表4〕

1. 概要

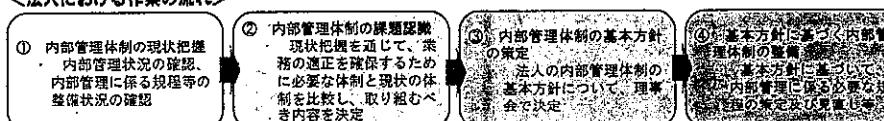
- 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(内部管理体制の整備)について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる(法第45条の13第4項第5号及び第5項)。

※ 一定規模については、会計監査人と同様。

2. 内部管理体制の内容

- 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、厚生労働省令で以下の内容を規定する予定である。
 - ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ③ 理事の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制
 - ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ⑤ 監事がその職務を重くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ⑥ の職員の理事会からの独立性に関する事項
 - ⑦ 監事の(5)の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - ⑨ (8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<法人における作業の流れ>



出典：昭28年7月8日 厚生労働省 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料

監査による意見で信頼性の向上

制になっているか、確認します。

監査は1人ではなく、他の職員と行います。職員・補助者の研修を、どのように行っていますか？ いままでの監査報告数が上昇していますが、役員報酬基準も含めて社会一般に計算書類を公表することになりました。

政治家の資金収支と同様、衆人環視のもとに置かれる。外部の専門家の目が通っているわけですから、自信をもって公表することができます。

業務手順が法人で共通化され、マニュアル化されているか

次に事前準備で何をしなければいけないかを説明します。

特に重要なことは、第1に「業務手順は組織で共通化されていますか？」ということです。組織規程があるから業務が標準化されています。

私の経験からいっても、理事長、施設長らは会計担当者にお任せである場合が非常に多い。会計担当者が複数いればまだいい方で、特定の人間に任せっきりというケースが日立ちはあります。確実に「会計監査委員の土台がない」と指摘されます。

会計監査人監査のメリットは信頼性の付与であります。例えば新しく理事・監事・評議員を選任するとき、監査人監査を受けて適正意見をもらつていれば、外部の理事や監事、評議員に一定の安心感を与えることができます。外部監査を受けている場合と受けている場合では与える安心感が違います。

平成28年には法令レベルで社会福祉法人は計算書類を規模の大小にかかわらず公表することになっています。今まででは開拓に供していましたが、役員報酬基準も含めて社会一般に計算書類を公表することになりました。

政治家の資金収支と同様、衆人環視のもとに置かれる。外部の専門家の目が通っているわけですから、自信をもって公表することができます。

業務手順が法人で共通化され、マニュアル化されているか

次に事前準備で何をしなければいけないかを説明します。

特に重要なことは、第1に「業務手順は組織で共通化されていますか？」ということです。組織規程があるから業務が標準化されています。

私の経験からいっても、理事長、施設長らは会計担当者にお任せである場合が非常に多い。会計担当者が複数いればまだいい方で、特定の人間に任せっきりというケースが日立ちはあります。確実に「会計監査委員の土台がない」と指摘されます。

会計担当者が1人ではダメというわけではなく、担当者の仕事がマニュアル化され、組織の業務として定着していかなければいけません。経理業務のマニュアルを作る必要があります。会計担当者のAさんはスキルもあって

適正な計算書類を作り、監査しても問題がなかった。ところがAさんは退任し、Bさんに代わった後、いきなりスキルが下がった。それを補うために監査工数が増えれば監査報酬にはねかえります。

第2に、平成28年度中にぜひやっていただきたいことは、採用した会計処理の方針が会計基準というルールに適合しているかどうか、点検することです。例えば、経理規程には賞与引当金を計上すると書いていますが、28年度は計上しなかった。そうすると、期首貸借対照表が間違っていることになります。

いきなり29年度の監査意見が不適正、あるいは限定付適正になるわけです。28年度中に経理規程などが基準に従っているかどうか、再度点検してください。

第3に、棚卸しです。切手や事務用品、消耗品、収入印紙などの未使用分などの貯蔵品、在庫、固定資産がある法人は必ず28年度中に棚卸しをしてください。棚卸し後の数量が決算書に載っていることが監査受審のための最低限の基礎的要件です。

28年度中といつても棚卸しを29年3月31日にはやる必要があります。固定資産は忙しくない時期にやればいいですが、貯蔵品、棚卸資産は3月31日がいいでしょう。31日に現金があったら、必ず現金実査票を作ることです。実査済み現金でないと帳簿に載っていても正しいとは見せません。

第4に、内部監査です。会計監査は帳簿上100取引があれば100全てを見るわけではありません。一部を見て全体が正しいという証明の仕方をします。全部見ると監査工数が増え、その分、監査報酬が増えます。

専門家は全部を見ますが、専門家は一部を見て判断を下します。どこに依拠するかというと日々の承認プロセスです。前提は、法人の中でも計算書類が正しく作られていること。例えば食材の給食費の領収書がある。請求明細書がある。請求書どおりの給食費が出ている。納品書どおりの食材が必ず納品されている。こうした取引事実を確認し、深度のある点検の仕方をします。

内部監査の専属部隊を設ける必要はありません。複数の施設をお持ちなら、A施設の職員がB施設、B施設の職員がA施設の内部監査を年に1~2回すればいいのです。法人内部でクロスさせるスキームを構築する。A施設の監査をA施設の職員がしても、内部監査とは呼べません。

事前準備が完了したら予備調査・パイロットテストを実施し、監査に協力する準備が整っているか、監査に対応可能な内部統制が構築されているかどうかなどを調査します。会計監査人監査の基礎的要件が整備されていない場合、会計監査人はその点を明確にし、28年度中になるべく対応するようレクメンデーションレター(お薦め書)に記載して報告します。

監査は、計画、期中、期末で実施

計画段階では、重要な取引・勘定等相関表や重要科目一覧表を作成。事業および事業環境の理解を進め、どの施設のどの取引を見るか、重宝科目のどの勘定を見るか決めます。

大規模な法人には施設がたくさんあります。すべてを均等に見ていくことはありません。監査計画を立案する際、施設をフル、スペシフィック、リミテッドの3つに分け、重要な施設を重点的に見ます。施設によっては、全く見ない施設もあります。

期中では、内部統制に関するヒアリングを行い、フローチャートを作成します。例えば、施設長はどのように承認するか、どのような経理規程になっているか、どのような職務権限規程になっているか、といったことを内部統制の質問書に沿って確認します。

次にテストをします。経理規程・職務権限規程などに沿って、きちんと実行されているかどうか。例えば、経理規程は施設長が承認することになっているが、実際に施設長が承認しているかどうか、プロセスを追っていきます。

規程どおり運用されているれば、評価は高く、「期末の監査の際、帳簿を見る範囲をちょっと狭めましょうか」となります。

対して、規程はあるものの運用がいいかげんであれば、評価は低い。リスクが高いですから、期末で帳簿を見る範囲が広がっていきます。

期末は、リスク対応に重きを置き、分析的実証手続きなどを実行します。要は帳簿に出てきた残高を確認する手続きです。

最後に経営者とミーティングして監査上・会計上の課題などをお話しして監査意見を決めます。もちろん、理事、監事ともミーティングしますし、課題をきちんと話し合い、共有しなければいけません。それが会計監査人監査です。

福祉新聞フォーラム

会計専門家による会計業務支援

監査に耐える会計水準の向上

TKC全国社会福祉法人経営研究会 代表幹事
税理士

奥山 昌弘



改正された社会福祉法人会計基準、厚生労働省令第79号に基づく会計処理、計算書類等の作成などに触れながら「監査に耐える会計処理体制の構築について」述べたいと思います。さらに「TKC社会福祉法人経営指標(S-BAST)」に見る最新動向と題し、最新データの速報値を紹介します。

「厚生労働省令に定める基準」とは社会福祉法人会計基準を指す

平成28年3月31日、社会福祉法の一部が改正され、同年4月1日から、次の5つが施行されました。

- 1 地域における公益的な取り組みを実施する業務の明確化
- 2 役員等関係者への特別の利益供与の禁止
- 3 事業運営透明性の向上
- 4 所轄庁による指導監査の機能強化等
- 5 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

1の公益的な取り組みは、虐待、貧困、引きこもり、孤独死、いじめ、自殺等の社会問題に対する社会福祉法人が対応してほしいという期待が盛り込まれました。2は、理事長やその親族に対して経済的利益の供与や無償

照らし法人運営の透明性を確保するために情報公開の拡大とルールの明確化が法令上明記されました。国民が情報を入手しやすいホームページなどで公表することが定められました。平成28年4月1日からは備置・閲覧しなければならない書類として事業報告、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査監査意見書に、現況報告書と定款が加えられました。

公表義務が課せられた貸借対照表、収支計算書、現況報告書、定款はインターネットで公開する必要があります。

平成29年4月1日からは備置・閲覧に役員区分(理事、監事、評議員)ごとの報酬総額、役員報酬基準、事業計画書が加わります。役員区分ごとの報酬総額と役員報酬基準はインターネット上で公表する必要があります。

役員、会計監査人らは、

損害賠償責任を負う

役員などの損害賠償責任の明確化もうたわされました。改正前は、こうした規定はありませんでした。改正後は法人に対する責任と第三者に対する責任が問われます。第一義的には理事、監事ですが、評議員も、その任務を怠ったときは法人に対し、これによって生じ

場面にはあっても、引当金の計上を忘れるケースが多いように思われます。例えば、微収不能引当金ですが、利用者等の未回収額の回収可能性を経験値から推測して、引当金を計上する必要があります。また賞与引当金の場合、6月の賞与支給は当該事業年度にも発生原因があることから合理的な金額を見積もり計上することになっています。

データを集計し、経営指標化したことで、多彩な経営分析が可能に

巡回監査終了後は、報告書に確認印をいたぐる同時に監査月を締め切ります。監査月でのデータの追加、訂正、削除ができないくなります。遅って訂正できると監査の意味がなくなります。間違いは翌月訂正し間違いとして見える化することが大事です。

監査月データを締め切ると、会計を担当している職員には嫌がられます。間違いがあつたら、遅って直したい。半面、理事や施設長、事務長からは安心されます。

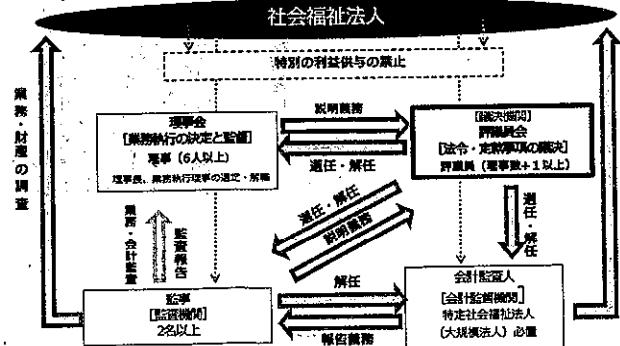
会計監査人非設置法人も

会計専門家の活用を

ここで会計監査人非設置法人における会計

平成29年4月1日からの主な改正点

新制度における法人の各機関の役割



〔表5〕

平成28年版S-BASTに基づく事業別の傾向と財務分析
事業活動計算書の概況 特別養護老人ホーム速報値

〔表6〕

特別養護老人ホーム	381件	(単位:千円)				
		平成28年度	平成27年度	前年比増減	対比	
小額保険事業収入	271,455	39.9%	277,253	-5.8%	+66	100.2%
(補助金事業収入)	797	0.2%	651	0.2%	-146	81.5%
更託事業収益	160	0.0%	163	0.0%	-3	101.8%
上記以外のサービス活動費用	500	0.1%	446	0.1%	-52	89.5%
(常勤従業員賃金収益)	333	0.1%	359	0.1%	-36	110.6%
サービス活動収益計	271,855	+100.0%	272,711	100.0%	-756	100.2%
人件費	172,370	-6.3%	174,654	-6.4%	-2,284	97.7%
(職員賞与)	26,582	-13.5%	30,605	-15.1%	-2,023	82.1%
20,917	7.5%	19,753	7.2%	-834	95.5%	
(非常勤従業員給与)	23,619	8.5%	24,038	8.8%	-419	101.7%
(派遣職員賃金)	2,258	0.8%	2,602	0.9%	-344	113.8%
車両費	3,552	1.3%	3,530	1.2%	-22	99.3%
事務費	45,904	16.0%	44,424	16.2%	-1,480	96.7%
旅費	28,917	10.6%	28,813	10.5%	-104	99.6%
上記以外のサービス活動費用	14,697	5.4%	14,731	5.4%	-34	100.2%
医療費	26,132	9.6%	26,031	9.5%	-101	99.6%
国庫補助金等特別積立金取崩額	11,935	4.3%	11,694	4.2%	-241	97.9%
(引当金帳入一引当金帳入)	-5	-0.1%	1	0.0%	-7	50.0%
サービス活動費用計	261,689	+96.2%	262,923	95.4%	-1,234	100.3%
サービス活動増減差額	10,056	3.7%	9,788	3.5%	-278	97.2%
サービス活動外差額	-250	-0.1%	-422	-0.2%	-162	58.0%
経常増減差額	9,806	3.6%	9,357	3.4%	-439	95.5%

介護保険事業収益0.2%増加

人件費は1.4%増加

職員給料は2.1%増加

非常勤職員給与は1.7%増加

派遣職員費は13.8%増加

経常増減差額は4.5%減少

に関する専門家の活用について、お話ししたい。会計処理の体制や内部統制の仕組みが整備されていないのに、年1回の評議員会や監事会に責任を負わせているのでしょうか。実際のところ、予算統制、予算管理も心もともない法人が見受けられます。そもそも拠点区分や事業区分、サービス区分が正しく設定されているのか。予算が編成されているのか。予算で、ものごとを進めていく体制になっているか。

TKC社研会員は、しっかりとした月次支拂体制を組み、社会福祉法人会計基準に基づく計算書類、社会福祉充実計画などの作成支援を行っています。

データを規格別・定員別に見て比較

次にTKC社会福祉法人経営指標(S-BAST)から興味深いデータをご紹介します。TKC社研会員が顧問をしている全国の社会福祉法人の財務決算データを集めました。アンケート方式で収集したもののではなく、ナマの決算数値をそのまま集計した点に最大の特徴があります。

平成27年度版の収益施設数は2566拠点区分、3984サービス区分。内訳は児童福祉施設が605施設、老人福祉施設が2321施設、障害者施設が1058施設です。全国平均、地域別平均、規格別平均(定員別)、2期比較で分類、さらに老人福祉施設に関しては給

食の内製か外注かの違いによる分類も行いました。

集計データを経営指標化する目的は経営の実態、特徴を明確にすることで問題点とその原因を突き止め、改善・改革の方向、今後の対策の具体的道筋を見出すことにあります。分析方法として時系列分析、比較分析、収支分析、損益分析などを採用しました。

特養ホームは規模と経常増減差額が、ほぼ比例

老人福祉施設を例を見てみましょう。(表6参照)特別養護老人ホームの平成28年3月決算の速報値を使用しています。介護保険事業収入の全体の平均値は前年比0.2%増加しました。人件費は定の収入の増加率を上回る前年比1.4%の増加率でした。

職員給料は、もっと高くて前年比2.1%増、非常勤職員は1.7%増加しました。収入の伸びが少なく人件費が伸びたわけですから、経常増減差額は前年比4.5%減となりました。

貸借対照表を見ると、現預金保有高は、ほぼ前年と同額の99.7%でした。事業未収金は残念ながら前年比7.7%減。積立資産保有高は14.5%増、収益を減らしたものかわらず、積立資産の保有高は増えています。逆に、設備資金借入金保有高は3.7%減。積み立てて将来に備えようという考え方方が強いの

かもしれません。

特養ホームは人件費比率が66%を超えると、赤字化しやすい

サービス活動収入と人件費の割合を見るに、圧倒的に60%台が多い。多くの特別養護老人ホームが収入の60%を人件費に使っています。高いところは80%、低いところは40%、平均は63%ぐらいでした。

統いて人件費比率と経常増減差額の関係を見ると、人件費の額が増えるにつれ、当然のことながら、利益がどんどん下がっています。66%を超えると、赤字になる法人が多い。

皆さんの法人が66%を超えていたら、損益分岐点に近いと考えて運営にあたっていただけかもしれません。

人件費は減少傾向にあるのかどうかという分析もしました。平成26年度と比べると人件費の平均値は1.6%減で、52.5%の施設が減少しました。あくまで仮説ですが、正社員から非常勤職員への転換が行われた可能性もありますし、職員が集まらなくて人件費を減らしたのかもしれません。

最後に派遣職員を利用している割合を見てみましょう。特別養護老人ホームで派遣職員を利用している施設は約38%、人件費に占める派遣職員費の割合は平均1.2%でした。年々増加する傾向にあるという分析で、最後を締めさせていただきます。